

2012年度秋学期卒業論文

「ダム問題とコミュニティ分断」

—奈良県吉野郡川上村大滝ダムを事例として—

氏 名 猪爪まさみ

学籍番号 2J07D004-8

指導教員 鳥越 皓之

教育コーチ 金子 祥之

野田 岳仁

早稲田大学 人間科学部

# 目 次

第1章	問題関心と背景	3
第1節	問題関心	3
第2節	背景	3
第3節	本稿の視点	4
第2章	事例地の概要	5
第1節	川上村白屋地区について	5
	・地理	
	・環境	
	・歴史	
	・信仰	
第2節	大滝ダムについて	6
	・計画期	
	・建設期	
	・試験湛水期	
第3章	コミュニティ分断への経緯	11
第1節	仮設住宅での苦勞	11
第2節	村長選出	12
第3節	移転先をめぐる意見対立	12
第4節	生活再建資金給付額の違い	13
第4章	村外派と村内派の主張	14
第1節	村外派の主張	14
	・八幡神社の移転	
	・八幡神社奉祝祭	
	・村外派の国に対する訴訟	
	・村外派の主張のまとめ	
第2節	村内派の主張	16
	・八幡神社の移転	
	・八幡神社奉祝祭	
	・訴訟について	
	・村内派の主張のまとめ	
第5章	結論	17
あとがき		18
謝 辞		20
参考文献		20

# 第1章 問題関心と背景

## 第1節 問題関心

2012年4月、川上村役場に向かう私は自分の目を疑った。山が一つ崩れていた。2011年9月4日に発生したものであった。当時、近畿地方は台風12号に襲われていた。この台風の色度が遅かったため、紀伊半島には雨が降り続き、1000ミリを越す総雨量となった。川上村の196号線沿い、吉野川左岸の山が頂上付近から崩落し、山裾の道路と西谷橋を流した。

村役場職員の機転で通行止めにしていたため、幸いケガ人はなかった。しかし、寸断された道により、上流の村は3日間孤立状態であった。直ぐに、迂回道路を使用できるようになり、交通は確保されたが、水道・電気・携帯電話通信手段はすべて寸断された。復興工事は現在も続いている。2012年になっても、観光客は減少しており、村の経済に大きな影響を与えている。

しかし、川上村800年の歴史の中で、山崩れはこれまで発生した事がない。

私はこの山崩れを見た時、大滝ダムへの試験湛水の影響ではないかと考えた。事実、裁判でも「地すべりを予見できたのに、十分な危険防止措置をとらなかった」として、国のダムの設置・管理に瑕疵を認めた判決がでているのである。

しかし、川上村の新白屋地区の人びとはこの山崩れはあくまで台風の影響だと言うのである。その言葉からは「ダムに責任はない」との思いが私に伝わった。

なぜ、大滝ダムに50年間翻弄され続けた村民がダムを悪者扱いしなくなったのか疑問が生じた。大滝ダムに人生の半分以上を犠牲にされた住民であるのにどうしたのだろう。この心境の変化の原因は何なのだろうか。私は関心を持った。

本稿では、ダムが原因として発生した山崩れを何ゆえに新白屋地区の人々がそうではないと考えるのか、その理由を明らかにしたい。



山崩れ復興工事中

## 第2節 背景

国土交通省は日本地図を霞ヶ関の机上で広げ、溪谷を見つけてはそこにダム建設を計画する。日本はいつまでダムに頼った治水を続けるのだろうか。「西の大滝ダム、東の八ッ場ダム」と金食い虫のように言われ続けているダムがある。公共事業にはおかしさが存在している。

私は鳥越皓之教授から環境社会学を学んできた。おかしい公共事業において「ある時期から公共事業のおかしさが顕著になってきた。当事者もおかしいことに気づいているはずであるが、それが食い止められない理由は明白であり、2点指摘することができる。ひとつは公共事業の経費は税金で誰の腹も痛まない。もう1点は、公共事業が社会の必要性よりも、官僚組織の予算配分と密接にからんでいることである」（鳥越、2006：136）と述べられている。

あえて、私は3点目を加える。公共事業を景気対策の一環とする政治家や公共事業で莫大な利益を得るゼネコンの力が官僚に対して働く。官僚は天下り先の有利なように公共事業を無理矢理推進するから「おかしい公共事業」が増えるのである。

大滝ダム建設は当初の予算が230億円だったが、最終的には3640億円になった。10倍以上である。まさに誰の腹も痛まないのだからお金をつぎ込めるのだ。また、1960年の計画当初から地すべりの可能性を住民が警鐘を鳴らし、危険を訴えてきたのに、ダム建設を続けてきたことは、まさに社会の必要性より官僚の都合を優先させたものである。何度か立ち止まり、工事を引き戻

すチャンスがあったにもかかわらず、計画をあくまで推進したのは官僚の都合であった。そして、官僚の都合が大滝ダム建設を誰もが認める「おかしい公共事業」にしたのである。

そして、大滝ダム建設は「『テクノクラートの』に基づいた合理的計画を、被害者である住民は地域の実状を理解しない不誠実な考えと批判し、他方、テクノクラートは『生活者の視角』を主張する地元住民を体系的整合性を理解しない視野の狭い人びととして捉えがちである。そのため両者の溝が埋らないのが普通である」（鳥越、2006：124）と鳥越皓之教授が主張されているとおり、水没者以外にも受苦圏を広げ、白屋地区住民に受苦を押し付け、溝を深めていった公共事業であった。

ダム湖は砂を堰止める。川が海に砂を運び、砂浜をつくる。ダムが砂を止めると砂浜の砂が減少する。ダム湖の底の浚渫をするなど、水を抜くときに周りの傾斜地を引っ張り、地すべりを発生させる。雇用対策景気対策のために建設されたラスベガスのフーバーダムの近隣地域では微弱地震の発生が増加していると言われている。イタリアのバイオントダムでも地すべりにより岩石が貯水池に流れ込み、津波がダムを乗り越え、下流の村を流し、2600人の死傷者を出した。

治水は森を整備すれば防ぐことができる。外国からの安価な材木の輸入により、国内産の材木の価格が低迷した。採算が取れないので森林が手を入れられずに放置されている。外から見れば綺麗な森であっても、枝打ちせず、間伐期が過ぎても伐採されない。森林の表面は腐葉土で覆われず、細い木ばかりになる。台風などで倒木したものが残されている。このような状態では森がダムの役目を果たせない。（藤島、中村、2002：30）

健康な森は落ち葉や低木により、土砂の流出を防止する。土壌の小動物により無数な小さな穴ができ雨水の土壌への浸透を調節し地盤軟弱化を防止する。大木がしっかりと根付くと、倒木を防止できる。このように森を健康にすればダムの機能を持たせることが可能になるのだ。（藤島、中村、2002：31）

私は建設中止になったダム予定地を見て歩く事が好きである。なぜなら、ダム予定地の周辺には豊かな自然と良質な温泉があり、人情ある素朴な村人がいる。都会で生活する私にとっては癒しの場所である。

川辺川ダムは五木の子守歌で有名な熊本県球磨郡相良村が予定地であった。下流には漁師の船があり、ダムが完成すれば川での漁師の仕事は不可能である。「付帯工事が着手され、住民の移転がはじまった事業において、立地点の自治体や住民事業に賛成し、下流部や他地域が反対するという『逆転現象』が往々にして生じた」（帯谷、2004：299）計画が中止になっても新たな問題を抱えるのである。新たな問題を抱えてもダムができなくて良かったとつくづく感じている。大戸川ダムは滋賀県大津市が予定地であった。2006年、「ダム凍結」と「もったいない」を掲げ当選した嘉田由紀子滋賀県知事により、見直された。しかし、水没者は既に移転しており、自分たちの移転が報われないと中止に反発した。京都の神社の御神木を切り出される森が厳かな気配であった。移転者には申し訳ないがこの森がなくならなくて良かったと安心したのである。

私はこのように、ダムに対する興味が深く、湛水できない大滝ダムにも興味があったのだ。

### 第3節 本稿の視点

京都大学防災研究所所長を務め、京都大学名誉教授の今本博健は著書「ダムが国を滅ぼす」で、「ハッ場ダム、川辺川ダムといい、ダムができる場所は必ずといっていいほど自然豊かなせせらぎが多い。それは急峻な山に囲まれた狭い場所で、兩岸が岩盤であることがダムをつくる上で最適だからである。ですが、そうしたダムに最適な狭窄部は、大雨が降ると水量を調整する『自然のダム』の役割を果たしているのです。それを役人は『日本の川は急峻だからダムがなければ危ない』と国民に刷り込んで洗脳し、無理矢理つくり続けているというわけです」と河川工学・防災工学の専門家が述べている。また、「いかなる洪水をも対象に、流域全体で受け止めることによって、壊滅的被害を回避する」（今本、2010：232）と主張されている。

こうした技術的な問題だけでなく、社会的な問題も指摘されている。社会的な問題は大きく分けると2つに分けることができる。

ひとつは、国家が権力を振るうことへの問題である。武貞稔彦の「開発介入と補償 ダム立ち退きをめぐる開発と正義論」によるとダム建設による立ち退き、補償、再定住をめぐる現在の施策や取り組みにおいて、正面から取り組まれてきたとは言い難い3つの内在する困難がある。それは次のようにまとめられる。

- ① 人の多様性：人それぞれの選択、意味ある生の捉え方があり、それは政策形成や政策評価には通常反映されないこと
- ② 将来の不確実性：生活再建の長い過程において、立ち退き住民は立ち退き当初に想定しなかった自体に対処する必要があること
- ③ 道義的な責任：立ち退きにとまなう選択は、住民が望んで行うものではなく、それを強いることに伴う責任が政府や事業者側にあることである。（武貞、2012：185）

もうひとつの社会的な問題としては、コミュニティにおける問題である。帯谷博明は次のように指摘する。いわく「苦渋の決断を迫られた地域住民の意思決定や彼らのアイデンティティ、住民の生活や地域再生を支援するための政策や制度などーという視点が置き去りになってしまっている」（帯谷、2004：299）問題が残されているのである。本稿ではこの二つ目のコミュニティにとっての問題を考えていくことにしたい。

## 第2章 事例地の概要

### 第1節 川上村白屋地区について

#### ・地 理

奈良県吉野郡吉野川の流域、川上村は千本桜で有名な吉野山の東南に位置する。村の南から北西に吉野川が縦断する。吉野川は日本最多雨地帯の大台ヶ原から発し、和歌山に流れ、紀ノ川になる。吉野川に平行して国道169号線が山を登り、溪谷を吉野熊野国立公園に向かう。



川上村には京都から近鉄特急に乗り1時間35分で橿原神宮に、そこからバスに乗り換えて40分で到着する。空気は美味しく、山の緑が心とませる山間の溪谷の村である。熊野灘のサバを使用した柿の葉ずしや草餅やふきの佃煮が名産であり、素朴な味は魅力的である。湯盛温泉（ゆもり）『ホテル杉の湯』、入之波温泉（しおのは）『山鳩湯』は山深い場所にあり、まさに秘湯の趣であり、湯治客に愛されている。村民の人情はあつく、村外人にもあたたかい。

#### ・環 境

また、大滝ダム、大迫ダムを抱える水源の地である。「かけがえのない水と森と山を育てていきたい」との願いから1996年全国に向けて『川上宣言』を発信した。村では三之公地区に天然林約740haを購入し、標高480mから1050mにブナ、モミ、ツガ、トガサワラなど貴重な樹木がある。水を育む貴重な天然林の保全を推進している。

さらに、日本最古の人工林、樹齢250年から390年のスギ、ヒノキの林が保存されており、2005年には村有林約1100haについて『緑の循環』認証会議（SEGC）の森林認証を取得した。生きた化石植物と言われるトガサワラの約10haにも及ぶ純林は国の天然記念物に指定されている。

このように樹木と一体に生活している村民にとって、水とは切っても切れない関係がある。（川

上村地域振興課、パンフレットかわかみ)

その川上村の吉野川の右岸、南斜面の中腹に広がる白屋地区があった。あったと過去形になる理由がある。今回の調査研究で明らかにしていくが現在は旧白屋地区に住民はいない。南斜面のため、日照時間が長く、家庭菜園でほとんどの野菜が収穫できたが、段々畑であったため、労力が必要であった。水田がないので、旧白屋地区には米を得るために林業従事者が多かった。

## ・歴史

白屋地区は白谷と書かれていた時代があった。地名に白が着く場合、澄んでいてきれいな場所を示し、白谷は美しく澄んだ水の谷の地域であった。後に白矢、白屋と変化したと考えられる。

人口は1745年55世帯250人、1909年106世帯529人、1955年世帯数不明であるが、人口は347人であった。その後長引く木材不況、就職先が近くにない経済的側面、子どもの進学による転出があった。1984年以降は55世帯155人で世帯数人口ともに安定していた。

白屋の特産物として「白土」がある。江戸時代、白土は国産紙に利用され、品質の高い紙の原料として重宝された。白土の出荷は明治から昭和初期にかけ全盛期であった。白土山では20数名が労働に従事できたので村民の生活は潤っていた。

白屋の歴史は古く、「源義経の伝説」に登場し、文化年間の「永代帳」には「白屋の里は川上郷内においても繁栄の村方也」と記され、歴史古い地域であった。(白屋区、1991:3)



## ・信仰

氏神様やお寺を中心に伝統行事や習慣を通して固い絆で結ばれてきた。

神社は八幡神社である。祭神は、源氏の氏神「八幡大菩薩」といわれ、神殿は入母屋造り、平入りの檜皮葺きの屋根で、正面からは唐破風向拝を備えていた。

寺は玉龍寺であり、行記菩薩が32歳の時に入山し、老樹を持って延命地蔵を刻み、堂宇を建てて安置した。この由来から察すると、もとは真言密教系修験寺坊の前進ではなかったかと言われている。また、半鐘は白屋で鑄造された梵鐘で、昼と夕方鳴らされ、山並みにこだまする音色に住民は心をやすめていた。

伊勢講は明治以前からあった。信仰対象は伊勢神宮で、伊勢参りを目的としていた。講にはほとんどの家が参加していた。7年に一度の講参りを行っていた。(白屋区、1991:201)

## 第2節 大滝ダムについて

### ・計画期

1959年(昭和34年)伊勢湾台風は紀伊半島に甚大な被害を及ぼした。死者4697人、行方不明者401人、負傷者38921人と和歌山県、奈良県、三重県、愛知県、岐阜県と広範囲に渡った。紀の川の流域面積は1660平方キロメートル、幹川流路延長は136kmの河川である。古来台風襲来が多く、洪水災



害が多い地域である。沿川地域の被害を軽減する治水目的、水力発電目的、下流域への水資源の安定供給の多目的ダムとして計画された。本体の堤高100m、堤頂長315mの重力式コンクリートダム。貯水池の集水面積258平方km、湛水面積は常時2.44平方km、洪水時2,51平方km、総貯水量8400立方メートル、有効貯水量7600立方メートルである。（国土交通省 近畿地方局 大滝ダム施設概要）

治水効果は氾濫区域の軽減、紀の川大堰地点で約1,4m、大川橋地点で約3,1mの水位を低下することが可能になる。利水効果は京阪神地区から1時間圏内の衛星都市として今後発展が予想され、人工が増加し、生活水準の向上とともに、水需要は増える。水不足に備え水資源確保ができると言われていた。

1960年	「紀の川水系工事実施基本計画」が策定された
1962年	川上村議会は「大滝ダム反対」を決議 寺尾・北塩谷・迫・高原土場・人地・武木の水没予定地住民による「大滝ダム反対期成同盟」結成
1963年	「白屋地区ダム対策委員会」を設置
1964年	「第1回川上村ダム対策住民連絡協議会」を開催
1967年	「建設に関する基本計画」が告示、事業費230億円、工期は1957年から1972年であった
1969年	「大滝ダム水没者対策組合連合会」（水対連）を結成
1974年	水対連と建設省の一般補償基準交渉不調に終わる。個別交渉に転換。
1977年	「川上村ダム対策本部」設置。白屋地区は地滑り対策調査を村に要望する。
1978年	基本計画第1回変更により、事業費は775億円と3倍に、工期は1984年に延長された。 「奈良県ダム地質調査委員会」設置 「水源地域対策特別措置法」制定
1980年	「奈良県大滝ダム地滑り対策委員会」設置
1981年	「村・県・建設省ダム建設着工同意に関する覚書確認書」の締結 仮排水トンネル工事に着工
1984年	仮排水トンネル工事完成
1988年	基本計画第2回変更により、事業費は1540億円、工期は1994年に延長された。

（国土交通省 近畿地方局 大滝ダム建設の経緯・白屋区、1991：80）

計画段階から白屋地区住民からは地滑りの危険性を訴えていた。1974年白屋地区住民は2名の専門家、金沢経済大学 吉岡金市学長と和田一雄助教授に独自で地質調査を依頼した。結論は「ダム建設のよって白屋地区を中心とする川上村の地すべりが拡大することは必至。同地区は岩盤上に堆積した地層の上であり、地下水などの影響で地すべりが起こりやすい地質であるため、防止不可能」であった。移転の必要性を国や県に訴え続けた。1967年、上流の大迫ダム建設地点で地すべりが発生していた。

1978年4月22日の「奈良県ダム地質調査委員会」（会長 佐々木憲三京大名誉教授）の調査報告書最終報告 議事録によると

- ・人知、白屋両地区は地形地質からみて、地すべりを起こし易い素質を有する潜在性地すべり地と考える。
- ・ダム湛水により斜面の安定度は低下し、最悪の場合を想定すれば水没斜面の地滑りの可能性がある。
- ・人知地区は崩積土層の地すべりと考える
- ・白屋地区は地すべり層厚70mの地すべりが懸念されたが、追加ボーリングおよび試錐横杭の調査から一応この深い岩盤内でのすべりはあるまいと判断した。したがって地すべりの深さは崩積土層の場合には10m程度であるが、風化岩盤内での地すべりまで考えた場合には平均15m、最大25mの深さをもつ規模の地すべりが考えられる。

- ・ダム湛水池内での防止工事事例に照らし合わせて予防対策工事を検討しなければならない。  
(議事録 1978年4月22日 奈良県ダム地質調査委員会)

この最終報告を受け、1978年9月25日「県議会水資源対策特別委員会」は「川上村白屋、人知地区はダムの完成で水位があがり、その水がしみ込んだ地盤は軟弱になり、土砂崩れや地すべりを起こす危険性が増す」と発表した。

同11月25日に白屋第二小学校での説明会で住民に知らされた。軟弱な体積地層が、滑り台のようになった岩盤や硬い地層の上に乗っている。しかし、村上元男県土木部長や涌井竜三県河川課長は「県は建設省に対し、住民が安心して住めるよう、万全の地すべり対策を講じるように要求し、建設省の工事を監視する」と言った。けれど、白屋住民はこの言葉を信じなかった。

建設省や県も地すべり対策工事で100%の安全保証ができないことを知っているとしか考えられなかった。なぜなら、白屋地区の対岸の人知地区に新しい国道169号線を建設するにあたり、建設省は「この地域の地質は崩れやすい崩積層なので、トンネルにするしか通行車両の安全は確保できない」とし、県もトンネル案を支持した。これに対し「大滝ダム水没者村を守る会」(大西広長会長)が「生活の便利さから水没者は道路端に住宅を再建したい、としているのに、トンネル化するのは水没者の意向を無視するものだ。最新の土木技術を駆使すればオープン道路にできるはずだ」とトンネル案に反対した。建設省は「多数の車両が通行する国道にわずかでも危険性を残すことはできない」と主張した。建設省は地すべりが起こると予想しているようであった。

同11月28日、白屋地区では区民総会を開き、「61戸全戸移住」を建設省・県・村に要求することを決めた。この頃から白屋地区住民は行政に対し不信感を募らせていった。

「奈良県大滝ダム地すべり対策委員会」(委員長 谷口敏雄大阪工大学教授)は県ダム地質調査報告書や建設省の地質調査資料をもとに大滝ダム地すべり対策報告書を作成した。

#### 「第4回大滝ダム地すべり対策委員会」1981年3月25日 報告書による

- ・人知地区では崩積土すべりを、白屋地区では一部を除いて風化岩すべりを考慮し、湛水の影響を受ける斜面地形。地質条件等を考慮して各箇所安定解析を行った。
- ・各箇所の対策工としては抑制工、抑止工を組み合わせる最適な工法を選定した。水没斜面については法面保護工を考慮した。
- ・対策工の維持管理のためには観測計器を設置するものとする。
- ・ダム湛水の影響を受けない地すべりについては、別途必要な調査、検討を行うことが望ましい。

長さ25～30mの鋼管杭を打ち込むなどの地すべり対策工法を白屋・人知地区住民に示したが、「対策工事で100%安全は保証されていない。わずかでも地すべりの危険性が残っていれば安心して住めない」と対策工法を受け入れなかった。

その後、村からは「対策工法に地元の要求を組み入れた工法ができないか」申し入れ、「白屋地区ダム対策委員会」は「住民が納得できる安全が保証できれば対策工法を受け入れる」と注文した。これに対し建設省大滝ダム工事事務所は「地すべり対策委員会の工法はあくまで基本的なもの。白屋地区上部で県が行っている地質、地下水、雨量の調査結果と地元の要求を組み入れた総合的な地すべり対策工法をつくる」との姿勢を示した。

しかし、井阪勘四郎白屋地区ダム対策委員長は「建設省が示す総合的な対策工法を見た上で態度を決める。私たちの生命の安全が保証されない限り、大滝ダムの建設はさせない」と強い意志を崩さなかった。高田直俊(大阪市立大土質工学講師)は「地すべり発生の最大原因である地下水、土中にしみ込む雨水、ダムの水をどのように排除するか具体案が何もない。これを抜きに対策工事をしても効果はない。地すべりが起きないようにすることが第一。地面がすべり始めたら、現在示されている対策工法などマッチ棒を折るようなもので、何も効果がない」と指摘していた。

事業費が1540億円と初期の70倍になったのは地すべり対策費用が大きく加算されたからである。この時点で建設省がダム建設計画を見直していれば、白屋地区の住民は移転せず、今もなお、日当たりの良い斜面で平穏に生活していた。行政は一度進みだすと、立止まったり、振り返った



り、停止することができない組織である。税金をジャブジャブ投入しながら、小さな声を無視して進めてきた計画であった。

### ・工事着工期

白屋地区住民は地すべりに不安を残しながらも1988年6月、建設省、奈良県、川上村、白屋地区の四者で、白屋地区地すべり対策等問題解決協定書の調印を行った。

1988年12月	大滝ダム本体工事着工。
1996年11月	本体コンクリート打設開始
1998年 4月	定礎式
2000年 3月	基本計画第3回変更 事業費2980億円、工期2002年まで延長。計画開始から40年。
2002年11月	基本計画第4回変更 事業費3210億円 完成

大滝ダムは完成したが計画から40年が経過した。奈良県への建設費負担も大きかった。

(国土交通省 近畿地方整備局事業評価監視委員会配布資料 2003年11月12日 大滝ダム建設事業 12ページ 事業の経緯と進捗状況)

### ・試験湛水期

2003年3月17日	試験湛水開始
4月25日	白屋地区に亀裂現象発生 事務所担当者は現地確認
5月11日	県と協議により、貯水池水位一時ストップ決定
5月12日	白屋地区住民は村とダム管理事務所に「全戸移転を求める要望書」提出
5月14日	渡 正亮地すべり学会顧問現地視察
5月27日	「大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」設置
6月 5日	「第1回大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」開催
7月 2日	検討委員会による現地調査
7月18日	住民要望の水中ロボットカメラによる水中斜面検査により、ダム湖の中が崩れ判明
7月19日	廃校になった小学校に仮設住宅完成
7月22日	37戸77人全住民仮設住宅移転完了
8月 1日	「第2回大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」開催
	貯水位降下開始 1日に50cm
9月 1日	国土交通省に対し白屋地区住民が「全戸永住移転を求める要求書」を国に提出
10月 9日	全戸永住移転決定 移転先は未定
10月24日	貯水位降下終了
10月31日	「第3回大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」開催
12月16日	奈良県議会から衆議院議長らに「白屋地区住民対応および大滝ダムの早期供用開始を求める意見書」提出
12月26日	「第4回大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」開催
2004年2月 4日	基本計画第5回変更 事業費追加270億円で3480億円 工期は2009年とした
2005年4月	被災住民は仮説生活が続く中、補償額の提示が始まる
2006年	3年間の仮説生活を終え、大滝地区に12件、橿原市に13件、他地区県外に12件移転終了
2007年7月	基本計画第6回変更 事業費3610億円

(国土交通省 近畿地方整備局事業評価監視委員会配布資料 2003年11月12日 大滝ダム建設事業 15ページ 白屋地区の地すべりについて)

試験湛水開始後にダムから4km離れた白屋地区において、家屋の壁や道路、擁壁、地面に亀裂が発生し始める。床下の亀裂は最初2cmぐらいだったが、10cm以上になった。家が傾いで窓は開閉できなくなった。家がダム湖に向かって傾いているのがわかった。住民が警鐘を鳴らし続けてきたことが、残念であるが実現してしまった。この時からが白屋地区住民の苦勞の始まりである。

「大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」のメンバーは委員長に渡 正亮(地すべり学会顧問)委員に吉松弘行(砂防・地すべり技術センター斜面保全部長)中村康夫(独立行政法人土木研究所地質官)永山 功(独立行政法人土木研究所水工研究グループ長)の4人で構成された。

#### 第1回委員会 6月5日 議事 要旨(議事要旨より)

湛水と地すべりの挙動について実例にもとづき、上昇時下降時の水位管理の重要性について委員長より説明があった。審議の結果、十分な監視観測体制のもと、慎重に貯水位を1日50cm以内で水位270mを目標に低下させることが了承された。水位を低下させ、水没している法面保護工に変動が生じないか、調査することが重要であると提言された。

#### 第2回委員会 8月1日 議事 要旨(議事要旨より)

- ・時期的に、亀裂の発生は貯水後に確認された。その変位は現在も継続している。
- ・孔内傾斜計で発生している変位の深度は、貯水面より20~30m程度の位置である。
- ・各計器の変動は降雨とは特に関連性が認められない。
- ・水没斜面では水中カメラ撮影により、新たな亀裂が確認された。

ダム湛水が原因の地すべりと断定できる。亀裂現象が確認されてから、約3ヶ月経過し、変動が累積していることから早急な沈静化対策が必要であると考えられる。このためには、貯水位を0.5m/日を超えない速度で低下することが必要である。この場合、地下水位が貯水位と連動して変化していることを確認しながら、十分な監視観測体制のもとに慎重に低下させることが提言され、了承された。

#### 第3回委員会 10月31日 議事 要旨(議事要旨より)

- ・貯水位は3ヶ月で304.8mから約47m低下を行った。
- ・出現した亀裂および変化の状況およびボーリング調査の結果から、地すべり末端部が河床付近にあると推定された。
- ・9月中旬以降地すべりは全般的に沈静化したと報告され、確認された。
- ・ボーリング調査の結果、白屋地区の緩斜面ではある深度まで(最大70mまで)岩盤の緩み域が確認された。緩み域は泥質岩優勢層に存在し、その下限は地層の境界とは必ずしも一致していないこと、今回の地すべり現象を起こしたすべり面は、斜面下部では緩み域の下限すなわち地層の境界付近に形成されていること、一方、すべりの頭部境界や上流側の側面は、泥質岩優勢層中の緩み域内と推定されることが確認された。
- ・対策に関しては、地すべりの範囲について重点的に検討すること、また緩み域の範囲についても安定性を検討する必要があることが指摘された。対策工法としては押さえ盛土を主体とし、その他の工法の組み合わせを検討することが了承された。

#### 第4回委員会 12月26日 議事 要旨(議事要旨より)

- ・これまで確認された亀裂および変状は、貯水位低下後、沈静化していることが確認された。
- ・粘土化が進んだ強風化岩に分類される箇所は、複数の深度に分布し、その一部には鏡肌や条痕などが認められる。今回の地すべりは、湛水によってこの緩み域内の川側斜面で、これらの変形の一部が急速に進行し発生したものである。
- ・今後、湛水によって、地すべりブロックの変動と緩み域の不安定化が促進される恐れがあるので、対策を必要とすることが提案され了承された。

- ・地すべりブロックに対し押さえ盛土を主体に、不足分を抑止工（鋼管杭工、アンカー工または深礎工）で補う工法をとる。緩み域については、地下水排除工を計画した。さらに周辺対策として、下流部下部と最上流白屋谷地区に対策工が必要なことが提案され了承された。

この「大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会」による対策工法により、川上村の山には無数にアンカーが打ち込まれた。緑多かった山はコンクリートの絆創膏が貼られた山に変わった。地下水を集めて別の場所に排水する集水井戸が70mの深さに放射状に6本設置された。押さえ盛土工法がとられた。この工法は大量の土砂の重みで地すべりを食い止めるものである。しかし、千木良雅弘京都大学教授は「地すべりを食い止めるには、この3倍の規模の対策が必要だ」と語っていた。

信じ難いことは、2003年12月16日に奈良県議会から国に出された要望書である。この地すべりは国による人災である。地すべりで被災者が出ているのに、ダムの早期供用を要望するとは何事であろうか。同士の奈良県民が被災しているのにもかかわらず、「早期供用」とは白屋住民の孤立感をあおり、精神的に追い込まれたのである。

### 第3章 コミュニティ分断への経緯

本章では、地すべりの発生を契機としてコミュニティが分裂することになった経緯を追っていくことにしたい。

#### 第1節 仮設住宅での苦勞

亀裂発生から2ヶ月後、北和田の廃校になった旧川上東小学校のグラウンドに21戸のプレハブが建設され、仮設住宅での避難生活が始まった。

2003年9月24日の毎日新聞には「出口の見えない仮設住宅での暮らしに、心身とも限界に来ている。地区への立ち入りは防犯上の理由から住民だけに限られている。車を持たない高齢者のため、国は仮設住宅から地区への連絡車両を1日3回出している。自宅近くに畑を持っている人も多いが、『亀裂を見たら怖くて戻れない。野菜を作っても仕方がない』とあきらめ感が漂う。住民の3分に1人が75歳以上。老夫婦の仮設住宅を訪ねると、プレハブ1棟が、薄い壁で隣の人と二分割されていた。隣の人の咳払いも聞こえる。夫婦は今年自宅を改装したばかり。『先祖代々が生まれ育った地区で一生住み続ける決意をした矢先だった』夫85歳はタンスの上の位牌を見つめながら語った。自宅の先祖代々の遺影は持ってきていない。置くところがないからである。体の不調を訴える人もいる。一人暮らしの花本ミチ子さん75歳は関節炎の持病を抱えているが、仮設住宅に来てからはじわじわと疲れが出始め、8月上旬めまいが襲った。『胸に抱え込んだ不安のせいやと思う。冬になったら病気になるんじゃないやろか』と心配げに語った。竣工前に対策を怠ったツケを今、住民が被っている、どれだけお金をかけて安全対策をしても、白屋地区に住民が住める環境になることはあるわけがないのに、国はいまだに解答を出していない。一日も早く全戸永住移転を決断して欲しい』と竹垣周祐副区長は語った」（毎日新聞、2003年9月24日）とある。

過酷な状況が読み取れる。また、全戸永住移転が決まらない不安が溢れていた。この後、住民の度重なる要望により、7月18日の水中ロボットカメラによる調査で、ダム湖の中が崩れている事が判明したのである。もはや、白屋地区に住むことは不可能であることが証明された。

亀裂発生から5ヶ月後、やっと37戸全戸永住移転が決定した時、「竹垣周祐副区長が記者会見し、『永住移転が我々の最大の目標であった』『私たちの要望が国に本当に受け入れられるか不安だった。良かった』『多くの高齢者が一人で仮設に住宅で暮らしている。今後、住民総会で具体的にどう移転するか決めていきたい』とホッとした表情を見せた」と2003年10月10日の朝日

新聞に書かれている。

家の中にナメクジが出るとなど住環境は劣悪であった。隣どうしの声は筒抜けでプライバシーはない。夏は暑く、冬は寒い。狭い。「東日本大震災被災者の仮設住宅での苦労は手に取るように分かる」と現在は話された。その間の補償交渉は精神的なダメージの追い討ちとなった。

この頃は、まだ一致団結して永住移転を勝ち取ろうとしていた頃で、コミュニティの分断はないが、過酷な生活により肉体的・精神的なダメージを受け始めていた。三年に及んだ仮設住宅での生活がその後のコミュニティ分断に影響を与えた。

## 第2節 村長選出

水没地域の住民には国がダム事業への同意を得て進めていく。条件が聞き入れられ、実現されていく。しかし、白屋地区住民は水没地域ではなく、地すべりの危険による立ち入り禁止地域のため、交渉は困難であり、悪条件を押し付けられていた。

川上村も奈良県からも支援はなかった。それなら自分たちでと、白屋地区の住民から川上村村長を選出した。奈良県に対し、自分たちの方に目を向けて欲しかったからである。しかし、村長は白屋住民の意に反して、「白屋地区住民を自分の力でおとなしくさせる。自分に任せろ」と奈良県に寄り添う発言をし、白屋地区住民の反対側にまわった。村長は白屋地区住民の代弁者としての使命を捨て、奈良県に屈してしまった。「自分たちで応援して選挙に勝ったら、手のひらを返した。あんな奴を選んで失敗だった」と裏切られた絶望感が白屋住民を襲った。

国土交通省との交渉も自分たちで行った。マスコミは取材に来て、悲惨な状況を取材しても、報道することはなかった。国家権力に負けてしまうのか、国に逆らう報道をしなかった。国も県も村もマスコミも、白屋地区住民には誰も頼れる者はいなかった。自分たちが団結しなければならなかった。

この頃、村長選出が正しかったのか、村長に対する人物評価などで意見の対立が起こった。



橿原市に移転された皆様



新白屋地区の皆様

## 第3節 移転先をめぐる意見対立

高齢者の家族は、一日も早く新しい住宅に住ませたいと願っていた。本来、国土交通省は37世帯がまとまって移転できる土地を探すべきであった。しかし、村にはそれだけの面積の安全な場所がなかった。移転先をめぐる意見の対立があった。

居住地の交渉中に37世帯に分断が起こった。どうしても川上村内に住みたいグループ12件。地すべりが起こる可能性がある地域には暮らせないと、村から出て行くグループ25件に2分された。村内派と村外派と呼ぶことにする。

村内派は川上村内の大滝ダムの骨材プラント跡を宅地とした。ダム湖を見下ろす南斜面の高台で旧白屋地区と環境は似ていた。しかし、地すべりの危険が皆無とは言えない地域である。

村外派は、この骨材プラント跡地は危険であると考えた。子どもや親戚を頼り、他県に転出した世帯が12件であった。残る13件は、独自に樫原市石川町に土地を探した。八幡神社も石川町に移転することになるのだが、決定までに意見の対立があった。

村内派の意見はA氏「これまで、先祖代々白屋地区に暮らしてきた。ここが私のルーツである。先祖を忘れたくないからほかの場所には行けない。大阪なんてとんでもない。川上村に住み続けたい同じ思いの人達と助け合って暮らしたい」

B氏「仮設住宅から脱出したい。どこを今後の永住地に選ぶかは自分の勝手であるが、死ぬ時に勝負がつくのだ。生きているうちはどこが良かったかは分からない」

C氏「こんな辛い生活は懲り懲りだ。家や家財は移転できても魂は移転できない。先祖の魂は永久に川上村にあるのだ。だから自分たちは川上村に住み続けなければならない」

D氏「なんでこんな思いをさせられるのか。一日も早く落ち着いた生活がしたい。新白屋地区は白屋地区に似ている南斜面だ。日が当たり花もよく育つ。車があるから生活に不便は感じない。自分は住み慣れた川上村にしか暮らせない。賑やかな街は疲れてしまう」と、ダムに対する憎しみが消えている。

村外派の意見はE氏「ダムが憎い。ダム建設に内部崩壊が起こっては有利に戦えない。行政は仲間割れを誘導するがそれに負けてはいけない。みんなで一致団結して交渉しなければいけない」

F氏「もともと、堆積層の地盤であるから、いつまた、地すべりが起きるか分からない。地すべりの可能性があるような不安な村ではゆっくり眠れない。自分はダムのない安全な場所に暮らしたい」

G氏「自分たちが選んだ村長のリーダーとしての資質が白屋地区を崩壊させた。村長は出て行く者は出て行けと言った。そんなことを言う村長がどこにいるか。喧嘩になる。では出ていこうということになる」

H氏「団結が必要だった。行政と戦っていかねばならない。13世帯まとまって移転すれば、新たな地域でも心強い。仲間と一緒に村から離れても大丈夫だ。この際、子供夫婦や孫と一緒に暮らしたい」と、まだダムに対する憎しみは消えていない。

コミュニティは完全に分断してしまった。ダムが憎いと言っているのは村外派だけである。村内派にとって、ダムよりも憎いのは意見が異なる村外派であった。敵がダムから、仲間が変わった。

#### 第4節 生活再建資金給付額の違い

コミュニティの対立は、生活再建資金給付額の違いをめぐって決定的なものとなった。1984年に奈良県は生活再建資金として総額9億1500万円を川上村に拠出した。水没地域移転者には議会審議なしに渡された。

しかし、危険地域の白屋地区住民に対しては議会の審議を経た。村内派には350万円、村外派には100万円と差を付けての配布になった。配布時期は個々が移転先での契約が完了した時であった。どちらも生活再建が必要な事の内容は同じであるのに、村長は差をつけた。調査して判明した事は、分配には村の人口問題が関係していた。川上村の人口は大正時代から1955年は8000人前後であったが、減少の一途で1999年には2558人になり、2012年は1497人である。確実に過疎化が進行している。川上村にとって一世帯が村に残るか、村から出て行くかでは人口に大きな差が生じる。それゆえ、人口流出を許せなかった村長は、村内派を大切に、村外派の額を減らしたのである。

この事がコミュニティの分断を決定的にした。仮設住宅でストレスから解放される契約時に、この金額の差は村外派を大きく傷つけた。村内派が村外派に「おまえたちは役場のスパイだ」と

言われた原因もこの生活再建資金の差額によるものである。

村・村内派・村外派三者それぞれの感情があり、それぞれの言い分は理解できるが、村に残る者に優遇し、村から去る者に厳しい扱いをしたことが、白屋住民のコミュニティを分断した大きな原因になった。

## 第4章 村外派と村内派の主張

一般的にダム建設問題と言われるのは、受益者と受苦者との対立である。受益者は川下の人である。川下の治水のためにダムが必要であり、川下の田畑への水供給のためにダムが必要である。受苦者は川上の人である。川下の人のために自分の家・土地・故郷がダム湖に沈む。なぜ自分たちが苦を被るのか。また、建設反対派と推進派が別れて争う事はある。しかし、白屋地区のケースは水没ではなく、地すべりによる同じ地域住民間の争いであった。

橿原市に移転した村外派の井阪勘四郎さんが区長として苦労してきたのは、全戸永住移転であった。井阪勘四郎さんは「行政と戦う時には一丸となっていないと勝てない。心が一つになっていないとダメだ。バラけてしまうと負けてしまう。交渉はみんなに良いように、自分は最後まで良いと思ってやってきた。それが、まとめる者の役目だと思った。だから自分の補償が最後だった」と話された。

時に行政は公共事業を推進するために「民の分断」を使う。小さい意見の違いから段々違いを大きくしていき、分断させ、パワーを弱める。故意に対応を不平等にし、有利な対応を受けた側を黙らせる。不利な対応を受けた側に不満が現れる。行政が敵だったのに、徐々に仲間同士での争いに変化する。

村内派の人びとはなぜ山崩れ発生の原因はダムではないと主張しつづけるのであろうか。村内派の主張は、村外派を意識して主張したものであると考えられるため、まずは村外派の主張から見えていくことにしたい。

### 第1節 村外派の主張

村外派の主張を確認する上で、3つの事例を通じて見ていくことにしたい。八幡神社の移転と奉祝祭と訴訟の事例である。

#### ・八幡神社の移転

白屋地区住民の信仰心の強さの現れとして、特筆すべきは、地区内に八幡神社における一年神主制度である。八幡神社の創建は901年。再建されたのは1464年、再々建は1675年、修復は1725年と拝殿にあった棟札から確認できていた。源義経が白い矢を奉納したと伝わる。女人禁制で本殿や拝殿には女子は上がれなかった。

この一年神主制度は氏子の男子（白屋地区の住人すべて）が出生順に神主を務める制度である。12月25日に神主引き継ぎを袴着用し、旧神主から新神主に烏帽子・狩衣着用が引き継がれる。祝詞をあげるなど神事を中心はすべて神主が行う。風呂や食事は家族と別のものとした。出勤前には入浴し、水をかぶる。肉類（鶏肉は可能）・ネギ・大根おろしは一年間一切食してはならない決まりがあった。このように神社を自分たちの手で受け継ぎ守った一年神主制度である。一般の神主として勤められる自負が白屋地区民にはあった。（白屋区、1991：221）

厳しい潔斎だけではなく、盆踊りや仮装行列、祭りなど住民総出で楽しいイベントが八幡神社を中心に繰り広げてきた。白屋地区から酒を酌み交わし、輪になって踊り、住民の歓声は村から

消えた。消えたのは歓声だけでなく家屋や神社も消し去った。

八幡神社の移転費用は補償でまかなえるが、移転先をどこにするかで意見が分かれた。

村外派は地すべりの危険地域に八幡神社を再建して、万一のことが起こったらどうする。歴史ある八幡神社を危険な地域に置いておけないと安全策として、橿原市石川町への移転を主張した。

### ・八幡神社奉祝祭

2009年6月6日、橿原市石川町に白屋八幡神社の竣工奉祝祭が行われた。入母屋造り、桧皮葺きの屋根、正面には唐破風向拝を備えた見事な社殿。享保10年より約300年ぶりのお色直しにより、龍や虎の極彩色の彫刻も蘇った。

白屋地区の住民80人が集まり、美しい社殿に感嘆の声を上げた。しかし、同時に改めて白屋がなくなった実感、自分たちの故郷はなくなったのだと痛感させられた。

また、信仰の中心の一年神主制度は継続できなかった。わずか12戸では伝統を守り続けるには無理がある。新たな宮司が決まった。元春日大社権宮司の中東 弘氏だ。旧白屋地区に足を運び、本殿にあった神像の引越しにも加わった。「『こうして神様は里に降りて来られましたが、白屋岳を拝していた信仰の原点だけは残していきたいと思っている』と、摂末社とともに移築した遥拝所のひとつ「川水大神遥拝所」を示された。甘南備山（川上村白屋岳）に坐す古の神をこの遥拝所から祈ることによって、その故郷の神と交信することができるそう。中東宮司の言葉は、白屋地区の人たちみんなの思いであり、願いなのだ」（あかい奈良 2009年秋 vol.45）と述べている。



井阪勘四郎元区長は当時「集落がなくなる無念は消えないが、白屋の住民が集まれる場所として、神社を大切に守っていききたい」と語っていた。

村外派は八幡神社のお祝いだから、みんなで祝いたいとの思いから新白屋地区の住民に案内を出した。この祝いに来てくれれば、仲直りに近づくと考えたが果たせなかった。

### ・村外派による国に対する訴訟

2006年9月15日、井阪勘四郎区長はじめ4人が「居住環境の悪さにより肉体・精神的苦痛を受けた」として、国に慰謝料を求める調停を五條簡易裁判所に申し立てた。申立書の内容は「国による亀裂事故の原因と責任の明確化」「慰謝料の支払い」「林業・農業休止の損失補償」「白屋地区の文化・伝統を守るための構想提示」「地区内の墓地・神社・寺の移転」であった。しかし、調停では解決できなかった。

そのため、2007年12月、元住民30人（村外派と村内派）は、国を相手取り、精神的な苦痛を受けた慰謝料や墓地移転費用など総額約2億5200万円の損害賠償を求め奈良地裁に提訴した。高田直俊大阪市立大学都土質力学名誉教授と国土研自主調査団の奥西一夫氏がボランティアとして原告とその弁護団をサポートした。

国土交通省はこの地すべりは初生地すべりであり、初生地すべりは予見困難だとの一般論を全面的に押し出し、賠償請求棄却を求めたが、住民側は資料を出して予見できたと主張した。

2010年3月の一審判決は、詳細な調査が行われていた。予見不可能とは言えないと判断したが補償すべき被害は起きていないとし、損害賠償は認めなかった。

その後、一審敗訴の元住民のうち12人（村外派）が国に慰謝料などの損害賠償約9000万円を求め控訴した。一審の30人から半数以下になったのは、この間にコミュニティの分断が起こったからである。

村外派の橿原市移転組は、故郷がなくなった。一生懸命素人が戦ってきた、自分たちの40数年はなんだったのだろうか。自分たちの軌跡を残すためにも、裁判を続けたいと思ったのである。

自分たちが自分たちで有り続けるために控訴したのだ。井阪勘四郎さんは「わしらのほうがあの土地を知り尽くしている。だから心配やった。その交渉の途中で工事は強行されてしまった。せめて裁判で責任の所在をはっきりさせたかった」と当時の思いを語っていた。

2011年7月13日大阪高裁、松本哲泓裁判長は請求を棄却した一審奈良地裁判決を変更し、1200万円の支払いを命じた。争点は、地すべりを国が予測できたのかどうかであった。一審でも「地すべりは予見できたのに、危険防止ができていなかった」としたが慰謝料は退けていたのだ。

日本経済新聞 2011年7月13日の記事によると、「判決理由で松本哲泓裁判長は『岩盤が経年変化で風化し、軟化して地すべりが起き得ることは地質学の一般的な知見』と指摘。『地すべりを予見できたのに、十分な危険防止措置をとらなかった』として、一審に続き国のダムを設置・管理に瑕疵を認めたのである。さらに一審判決が退けた慰謝料請求については『地すべりの恐怖や、仮設住宅での不自由な生活など精神的な損害が補填されたとは認められない』と述べた」（日経新聞2011年7月13日）とあった。

産経新聞 2011年7月28日の記事によると、「国土交通省近畿地方整備局の上総周平局長は『ダム建設で地元住民に長年苦勞をかけたことを重く受け止めたい』とコメントした」（産経新聞2011年7月28日）とある。

朝日新聞関西版 2011年7月28日の記事には「国土交通省近畿地方整備局の上総周平局長は『関係機関と協議し、上告しなかった。住民に苦勞をおかけしたことを重く受け止め、今後も事業を執行したい』との談話を出した」（朝日新聞2011年7月28日）とあり、27日までに双方が上告しなかったので、二審の判決が確定したのである。

しかし、墓地は危険地域に含まれないと移転は認められなかった。墓地と白屋地区は隣接している。墓参りに行けば自分たちの暮らしていた白屋地区を見ることになる。村外派にとって、本当は墓地も移転したかったが、墓地を引き受けてくれる新たな地域探しは困難であったため断念した。

このように控訴し、最後まで戦ったのは村外派の12人。橿原市に移転した人たちだけであった。この判決が村外派にとっては、掛け替えのない勝利であった。先祖代々の土地を捨てることになってしまったが、自分たちが戦ってきたことが間違っていなかったと証明できたのである。子や孫たちに自分たちの真実を見せることができたことと喜んだ。12人に1200万円なので1人100万円であるが金額の問題ではなかった。

#### ・村外派の主張のまとめ

彼らの主張をまとめておくと、まず専門家による調査が示すように地すべりの原因は大滝ダムにあると考えている。このことは訴訟記録からもあきらかである。したがって、川上村内の移転先である骨材プラント跡地でも地すべりの可能性からは逃れることができないため、やむなく県外や橿原市移転を選択したのである。そして、八幡神社の再建をめぐることは、大事な神様を危険地域には再建できないため橿原市石川町に移転せざるを得なかったのである。

## 第2節 村内派の主張

ここでは村外派に対する村内派の主張部分だけを見ていく。

#### ・八幡神社の移転

A氏「自分たちは新白屋地区で死ぬまで暮らす道を選んだ。神様は自分たちの手で守っていきたい。でも、村外派がどうしても橿原市に持っていきなら持っていけ。自分たちは神様がなくても、心に信仰心があるから平気だ」

C氏「役場のスパイと言った奴とは同じ神様を拝みたくない。村から出て行った者の顔も見た



くない」と八幡神社の移転を認めた。

#### ・八幡神社奉祝祭

B氏「いくら、案内を寄こしても、自分たちは参加しない。行くに行けない感情があった。大事な神様まで連れて行かれた気持ちが大きいのに何で行くことができるか。川上村に神様がいなくなっても、みんなで楽しく暮らしている。祭りはできないけど花見や旅行をして仲良くやっている。神様は心の中にいる。あんな奴らと祝いなんかできない。二度と会いたくない」

様々な妬みや疑心暗鬼でこじれた村内派と村外派にとって、奉祝祭がヨリを戻す良いタイミングであった。村外派が少し近づこうとしたが村内派が拒否した。コミュニティの分断はさらに溝を深くした。

#### ・訴訟について

D氏「自分たちは早く落ち着きたい。もう、争うのは嫌だ。遺影を白屋に置いてきている。撥が当たる。早く、ご先祖様を奉って落ち着きたい」新白屋地区に移転した住民はもう国や県と争う気持ちを失っていた。早く落ち着いた生活がしたかった。村で住み続けることになった以上、川上村役場とも穏便に生活したかった。行政と戦う気持ちは完全に消失していた。だから、一審敗訴のあと離脱した。控訴には加わらなかった。

また、村内派にとっては、墓地の移転は認められなかったが川上村に墓地が残って良かったのだ。いつでもお墓参りができる。

B氏「やがては自分たちも村にある墓に入る。吉野川を眺められる墓に入れて嬉しい」と墓が残ったことを喜んでいる。

#### ・村内派の主張のまとめ

村内派の人びとは、地面に亀裂が入り、避難生活を余儀なくされた際にも、先祖代々が生まれ育ってきたこの土地を離れることはできないと、一生、新白屋地区で生きていく決断をしてきた。たとえ八幡神社の神様が遠くに行ってしまうても、この土地で生きていく決断をしたのである。したがって、山崩れの原因をダムに求めるとするならば、新白屋地区にとどまるかぎり永久に地すべりの危険性がつきまとうことを自ら認めることを意味するのである。それは彼らにとって彼ら自身の選択を否定してしまうことになってしまう。それゆえ、彼らは山崩れの原因をダムに求めるのではなく、あくまで一過性である台風によるものであると主張してきたのである。こうした彼らの言い分は、彼らの生活戦略ととらえることができるものなのである。

## 第5章 結 論

本稿は、大滝ダムが要因として地すべりが起きたにもかかわらず、何ゆえに地元の人々はダムを悪者扱いしなくなったのか、その理由をあきらかにしてきた。

大滝ダムの試験湛水により、白屋地区の地すべりが発生した。調査の結果、国は白屋地区を危険地域とし、永住移転を決定した。そのことによって、永住先の選択をめぐるコミュニティが分裂することになってしまった。ダムが原因で地すべりが発生した川上村には、ダムがある以上とても生活はできないと村外派25世帯が転出することになった。この人たちは現在も人生を狂わせたダムを恨んでいる。それに対して、川上村に残ることを決めた村内派は12世帯であった。村内派は骨材プラント跡地に住宅を建設し新白屋地区となった。先祖代々の土地を離れることは

できなかった。自分たちが生活し続けられる土地は川上村内にしかなかった。永住地を川上村内にもとめた村内派にとって、ダムは敵でなく、共存する関係へと変わっていった。

鳥越教授が「徹底的なコミュニティ破壊の計画は常に外部からの開発がもたらすものである」（鳥越、2006、200）と主張されているとおりの道を進んでいったのである。永住地域の選択が異なる両者は相手を否定する関係になってしまった。自分たちの価値観で正しいと選んだ道を否定されれば、自分たちの価値観が否定されたことになる。否定する相手は敵になってしまう。村内派にとって、憎いのは村外派であり、ダムではなくなったのである。村内派はダムが敵でなくなったので控訴しなかった。村内派にとって、控訴しなかった時点でダム問題は終わったのである。もう二度と仮設住宅での生活はしたくない。穏やかに平和に静かに新白屋地区で生活していく。新白屋地区に残ると決めた以上、今後、何が起きたとしても、ダムの影響ではないと考えているのである。さらに、村内派は大滝ダムと共存する道を選択したのだから、大滝ダムも大滝ダム建設を推進した行政も敵ではなくなった。川上村内の新白屋地区で暮らすからには、川上村民として川上村役場と共に歩んで行かねばならないのである。

それゆえ、山崩れは大滝ダムの試験湛水が原因ではなく、あくまで一過性の台風のせいと主張していたのである。大滝ダムを山崩れの原因とすると、自分たちが川上村に残る選択が間違ったことになり、住み続けることと矛盾してしまうからである。

この新白屋地区の人々が村に残ると決定したことは、苦渋の選択であった。転勤族や若い世代の人や都会暮らしの人には理解できないことである。彼らにとって都会の喧騒は雑音でしかないのである。都市に魅力を感じる事なく、川上村で生まれ、育ち、働き、老後を過ごしていたのである。親の代、祖父の代、曾祖父の代から白屋で生活し続けてきた人々である。白屋地区しか知らないのである。生まれてからずっと山の中の溪谷で水と木に囲まれた生活を続けてきた人々である。その人生の後半に、新たな社会コミュニティが待つ、新たな土地での生活は想像できないのである。高齢者になると環境適応能力が低下する。高齢者は環境を変えることに消極的な世代であり、それを否定することは誰もできないのである。社会からは不器用な人間と言われるかもしれないが、異なるコミュニティの選択肢は村内派にはないのである。また、先祖代々の土地を離れることは彼らにとって罪なのである。長男として生まれた以上、ご先祖様を守っていかねばならないのである。先祖供養は役目である。墓の近くにおいて先祖を守るのは義務なのである。信心深く、先祖を守っていく責任感が強く、罰当たりを冒してまで、村から出られないのである。川上村に残る決断の切実さが痛いほどで理解できるのである。

新白屋地区は大滝ダムのダム湖を望む高台であり、旧白屋地区を思い出させる傾斜地である。もしかしたら彼らは、また地すべりが起きても良いと考えているのではないかと思うことがある。ダムを悪者にしない、という地元の人びとの主張は、運命共同体として、ダムに寄り添って生きていこうとする覚悟を持ったうえでの発言だったのである。

## あとがき

地質学的に地すべりが予想できた地域に大滝ダムを建設したことが間違えであった。その間違えの犠牲者が旧白屋地区の住民たちである。彼らが何をしたというのだ。裁判の判決や補償ですべてご破算にしてはいけないのである。移転により生活再建を余儀なくされた、旧白屋住民の心身への苦労や狂わされた人生設計は置き去りにされているのだ。

現在、旧白屋地区住民は80歳を超える高齢者が多い。生まれた時から一緒に地域で暮らしてきた仲間であった。一年神主制度も皆で引き継いできた。林業に従事し、森を守ってきた、ごつい手をした高齢者たちである。完成後の大滝ダムの試験湛水により、自宅、土地、コミュニティを失った。新たな土地を得て、新しい住居を得た。しかし、分断されたコミュニティは復活していない。このままの状態、彼らに寿命を迎えさせるのは忍びないと考える。

両者が憎しみ合う関係を作った原因は公共事業である。コミュニティの分断に対して、国、奈良県、川上村は手を差し伸べないのである。行政が責任を持つべきである。

誰かが壊れたコミュニティを復元させる必要がある。私の住む、新宿区百人町に2002年障がい者施設の建設計画が持ち上がった。知的障がい者の親御さんたちで結成する「手をつなぐ親の会」が区から土地を借りて、グループホームを建設する計画だ。知的障がい者が、親が亡くなった後も、生活し続けられるようにする自立施設である。近隣住民から、区が一つの組織に限って、土地を貸すことはけしからんと、建設反対の声が起きた。説明会では知的障がい者と性犯罪者との区別ができない人から差別的な発言があった。「総論では賛成であるが、自分の家の近くは許さない」「グループホームの隣の人が嫌がっているのだから、一緒に反対してあげるのが同じ町に住む優しさだ」等、人権侵害と思うような、切なくなるやり取りが続く説明会が何度も開かれた。

現在、グループホームは建設され、周囲とのトラブルや事故もなく、知的障がい者が地域の人々と共生されている。この時に、賛成反対と意見が異なった人々のコミュニティが壊れた。今も修復されていない。私は建設に賛成していた側であるが、自分から反対していた側とコミュニケーションを取ろうとはしない。子どもと違って、大人になると自分から「グループホームの住民も無事に暮らしているのだから、私たちも仲直りしましょう」とはなかなか言えないものである。規模は違うが、白屋地区と私の町のコミュニティの分断は似ている。

社会では仲裁とか調停とか中を取り持って、双方歩み寄り、問題解決が図られることがある。コミュニティの分断を元のように復活させるのは仲裁や調停とはやや異なる。争ってはいないからである。「仲直り」と言う言葉が一番近い。一番望ましいのは村内派と村外派間で仲直りすることであるが、私の街の例のとおり、当事者間では困難である。なぜならお互いの憎しみが薄れ始めていないからである。まだ時間が必要である。しかし、彼らに残されている時間は短いのである。

現在、コミュニティ分断を復活させる役目を果たす組織はない。昔だったら、長老がいて、一肌脱いで、一杯飲んでシャンシャンと手打ちをし、解決できた。現代社会には地域社会が指導者と認め、一目置く、長老がいなくなった。長老は誰からも信頼され、公平感を持っていなければならなかった。長老的なお節介役が必要である。縁談を取り持つお節介オバさんもいなくなった。しかし、結婚紹介所は商売になるので、縁談オバさんの役目は果たしている。仲直り屋では商売にならないが必要である。昔は長老に言われるとすべて納得できなくても、長老の顔に免じて腹に落としたものである。現代社会に欠けたものは100%納得できなくても、誰かに免じて許す文化である。長老不在の今の時代は誰かが責任を持たねばならない。公共事業によって分断されたコミュニティ再生の政策や制度が必要である。一肌脱ぐ機関をNPOなどで創るべきである。第三者として、元のコミュニティに戻すことを目的に働きかける民間組織である。そして、慰謝料や生活再建資金を払った時ではなく、白屋地区のコミュニティの分断を復活させた時、地すべり問題が解決した時であると私は考える。それまで、見守り続ける義務がある。

川上村は村外派にも配慮が必要であるし、奈良県は村外派、村内派ともに県民であるのだから、移転後も問題点がないか長期的なケアをするべきである。また、大滝ダムの下流域住民も受益者としてこの分断に、注意を払う必要がある。

ダム建設と原子力発電所建設の構造は似ている。どちらも、官僚主導で計画される。天下り先の利益を誘導する。ダムへの集客により、村にとって観光資源になり潤うと騙されるが、地すべりが起こる危険地帯に観光客は来ない。原発は建設地域に原発マネー（電源立地地域対策交付金）が配られる。財源は電気料金に上乗せされて私たちが負担している。かつて、原発マネーで建てた施設の維持管理費が自治体の財政を圧迫している。最初の甘い言葉に惑わされてはいけないのである。

ダムも原発も、どちらも事故が起きれば補償される。当面の生活は可能になる。しかし、福島からの避難者は家族とも分かれて避難している人がいる。村のコミュニティはバラバラに分断された。大滝ダムでも水没者と地すべり被災者は移転を余儀なくされ、コミュニティは分断された。

2011年の東日本大震災における福島第一原発の事故による避難者は多数いる。2年ぶりに家に戻り正月を過ごせた世帯があると報道された。国には復興に努めなければならない責務がある。

東京電力は損害賠償をしなければいけない。私たち東京都民は福島第一原発のエネルギーを消費していた。やはり、避難者に対して人生設計を狂わせてしまったこと、住民がバラバラになったことなど忘れずに気にかけていかなければならない。そして、彼らに対して自分は何ができるのかを考え、行動しなければならぬと思われ知らされた。

## 謝 辞

今回の調査は鳥越皓之教授の「花をたずねて吉野山」（2003年、集英社新書）を拝読し、吉野山に桜を見に行ったことからスタートした。教授が薦める洞川温泉につかり、お薦めの柿の葉寿司を求めて、川上村に入った瞬間に山崩れを見て驚いた。私は直ぐに大滝ダムの試験湛水が原因だと考えたが、住民は違うと言い張るのだ。50年以上にわたり人生を翻弄された大滝ダムを悪者扱いしなくなった原因を知りたくなった。

3回しか、川上村を尋ねることができなかった。旧白屋地区の皆さん一軒一軒に事情を伺いたい気持ちがある。県外転出者や女性の声も聞きたかった。鳥越教授から指摘されたように、もつと調査時間が必要であった。卒論は終わったが、今後も調査は継続したいと考える。

今回大変お世話になった皆さまに心から感謝申し上げる。川上村役場 水源を守る課の坂口さん、村内派の皆さん、村外派の皆さんのご協力で調査ができた。近畿整備局紀の川事務所の松原さん。村外派・村内派と勝手に区別する言い方を使用させていただいた。皆様には思い出したくない事もあったと思うが、親切にお話していただいた。双方の皆様とは、またお会いしたい方ばかりであった。一献酌み交わしながら、お話を伺いたいと切に願う。コミュニティが分断する前の白屋地区がひとつだった時の楽しい話を伺いたいのである。

また、いつも素敵な笑顔で迎えてくださる村営旅館「杉の湯」の女将さん。楽しい会話が弾む「山鳩湯」の女将さん。美味しい柿の葉ずしで皆さんを喜ばせている「徳岡」の徳岡 愛さん。皆様、いつまでもお元気でと心から祈る。

最後に、金子コーチと野田コーチの御蔭で、書き終えることができました。気長に我慢していただき、最後までお支えいただいたことに深く感謝申し上げます。また、励ましあい、共に頑張ったゼミのメンバー野村さん、菊田さん、宮坂さんありがとうございました。



## 参考文献

### 第1章

鳥越皓之 2006 「環境社会学」 東京大学出版社.

藤島 斉、中村和彦 2002 「緑のダム宣言」 マルモ出版.

今西博健 2010 「ダムが国を滅ぼす」 扶桑社.

武貞稔彦 2012 「開発介入と補償」 勁草書房.

帯谷博明 2004 「ダム建設をめぐる環境運動と地域再生 対立と協働のダイナミズム」 昭和堂.

### 第2章

川上村地域振興課 不明 PR紙「かわかみ」.

吉野郡川上村白屋区 1990「白屋区誌」.  
国土交通省 近畿地方局 大滝ダムホームページ  
議事録 1978年4月22日 奈良県ダム地質調査委員会  
国土交通省 近畿地方整備局事業評価監視委員会配布資料 2003年11月12日大滝ダム建設事業

### 第3章

毎日新聞 2003年9月24日  
朝日新聞 2003年10月10日  
「議事録」2010年9月定例会 奈良県議会  
「議事録」2010年11月定例会 奈良県議会  
「意見書」2003年 意見書第17号 奈良県議会  
「大滝ダム 学べる建設ステーション」H.P. 2012年 国土交通省 近畿地方整備局  
朝日新聞 2008年12月16日 奈良全県版 朝刊  
産経新聞 2009年6月6日  
奈良新聞WEB 2009年6月24日  
「議事録」 奈良県ダム地質調査委員会 1978年4月22日  
「議事要旨」 大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会 第1回～第4回  
「議事録」 近畿地方整備局事業評価監視委員会 第5回 2005年11月12日

### 第4章

「あかい奈良」(2009) 秋号 vol.45  
日本経済新聞 2011年7月13日  
産経新聞 2011年7月28日  
朝日新聞 2011年7月28日 関西版